

# エクスパック約款

エクスパック運賃料金表

郵便事業株式会社

# エクスパック約款

実施 平成19年10月1日

## 【目次】

第1章 総則(第1条).....	2
第2章 運送の引受け(第2条 第8条).....	2
第3章 荷物の引渡し(第9条 第14条).....	3
第4章 指図(第15条 第16条).....	4
第5章 事故(第17条 第18条).....	4
第6章 責任(第19条 第27条).....	5
エクスパック運賃料金表.....	7
運賃.....	7
運賃の適用方法.....	7

## 第1章 総則

### (適用範囲)

- 第1条 この約款は、エクスパック運賃が適用される荷物の運送に適用されます。
- 2 この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。
  - 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

## 第2章 運送の引受け

### (受付日時)

- 第2条 当社は、受付日時を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。
- 2 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

### (荷造り)

- 第3条 荷送人は、荷物の性質、重量、容積等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。
- 2 当社は、荷物の荷造りが運送に適さないときは、荷送人に対し必要な荷造りを要求し、又は荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

### (外装表示)

- 第4条 荷送人は、荷物の外装の所定の部分に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。
- (1) 荷送人の氏名又は名称、住所、電話番号及び郵便番号
  - (2) 荷受人の氏名又は名称並びに配達先、その電話番号及び郵便番号
  - (3) 荷物の品名
  - (4) 運送上の特段の注意事項(壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等荷物の性質の区分その他必要な事項を記載するものとします。)
- 2 当社は、荷物の外装にエクスパックの表示並びに当社の名称、住所及び電話番号その他必要な事項を記載します。

### (荷物の内容の確認)

- 第5条 当社は、外装に記載された荷物の品名又は運送上の特段の注意事項に疑いがあるときは、荷送人の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することができます。
- 2 当社は、前項の規定により点検した場合において、荷物の品名又は運送上の特段の注意事項が荷送人の記載したところと異なるときは、これによって生じた損害を賠償します。
  - 3 第1項の規定により点検した場合において、荷物の品名又は運送上の特段の注意事項が荷送人の記載したところと異なるときは、点検に要した費用は、荷送人の負担とします。

### (引受拒絶)

- 第6条 当社は、次のいずれかに該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。
- (1) 運送の申込みがこの約款によらないものであるとき。
  - (2) 荷送人が荷物に必要な外装表示をせず、又は前条(荷物の内容の確認)第1項の規定による点検の同意を与えないとき。
  - (3) 運送に不適切な荷物として認められたとき。
  - (4) 運送に関し荷送人から特別の負担を求められたとき。
  - (5) 信書の運送等運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
  - (6) 荷物が次に掲げるものであるとき。
    - ア 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの
    - イ 現金又は当社が指定する貴金属、宝石その他の貴重品
    - ウ 荷物一梱包の価格が運賃の範囲内の賠償では補償し得ないもの
    - エ その他当社が特に定めて表示したもの
  - (7) 天災その他やむを得ない事由があるとき。

(注1) (6)のイの当社が指定する貴金属、宝石その他の貴重品は、次のとおりとします。

- 1 金、銀、白金及びこれらを主たる材料とする合金並びにこれらを用いた製品
- 2 ダイヤモンド、ルビー、サファイヤ、アレキサンドライト、クリソベリール、トパーズ、スピネル、エメラルド、アクアマリン、パール、トールマリン、ジルコン、クリソライト、ガーネット、オパール、ひすい、水晶、めのう、ねこ眼石、とら眼石、くじゃく石、とるこ石、月長石、青金石、クンツアイト、ブラッドストーン及びヘマタイト並びにこれらを用いた製品
- 3 真珠及びこれを用いた製品

(注2) (6)のエの当社が特に定めて表示したものは、人に危害を与えるおそれのある動物(学校又は試験所から差し出され、又はこれにあてるものを除きます。)とします。

(運賃等の收受)

第7条 当社は、荷物を受け取る時に、運賃及び料金その他運送に関する費用(以下「運賃等」といいます。)を收受します。

- 2 運賃等及びその適用方法については、当社が別に定める運賃料金表(以下「運賃料金表」といいます。)によります。
- 3 運賃等及びその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

(連絡運輸又は利用運送)

第8条 当社は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた荷物を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります。

### 第3章 荷物の引渡し

(荷物の引渡しを行う日)

第9条 当社は、地理的条件、天候、交通事情、その他やむを得ない事由による場合を除き、荷物受取日の翌日から起算(当社が荷物を受け取った時刻により、荷物受取日の翌日以外の日から起算することがあります。)して3日を経過した日までに荷物を引き渡します。

(荷受人以外の者に対する引渡し)

第10条 当社は、次に掲げる者に対する荷物の引渡しをもって、荷受人に対する引渡しとみなします。

- (1) 配達先が住宅の場合 その配達先における同居者又はこれに準ずる者
- (2) 配達先が(1)以外の場合 その管理者又はこれに準ずる者

(荷受人等が不在の場合の措置)

第11条 当社は、荷受人又は前条(荷受人以外の者に対する引渡し)に規定する者(以下「荷受人等」といいます。)が不在のため引渡しを行うことができない場合は、荷受人に対し、その旨を荷物の引渡しをしようとした日時及び当社の名称、問い合わせ先電話番号その他荷物の引渡しに必要な事項を記載した書面(以下「不在連絡票」といいます。)によって通知した上で、営業所その他の事業所で荷物を保管します。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、荷受人の隣人(荷受人が集合住宅等に居住する場合はその管理人を含みます。以下同じとします。)の承諾を得て、その隣人に荷受人への荷物の引渡しを委託することがあります。この場合においては、不在連絡票に当社が荷物の引渡しを委託した隣人の氏名を記載します。
- 3 第1項の規定にかかわらず、当社は、安全な管理及び保管が可能である荷物受渡専用保管庫(以下「宅配ボックス」といいます。)の設置された集合住宅等では、それを使用して荷受人に対する荷物の引渡しとすることがあります。この場合においては、荷受人に対し、宅配ボックスへ荷物を入れた旨を書面によって通知します。
- 4 前3項の規定にかかわらず、当社は、旅行その他の事由によって不在となる期間(当社が定める期間内とします。)を当社が定める方法により届け出ている荷受人にあてた荷物については、その期間営業所その他の事業所で荷物を保管した上、その期間経過後に引き渡します。その期間経過後荷受人等が不在のため引渡しを行うことができない場合は、第1項の規定により措置します。ただし、当社が荷物の性質等によりその期間保管することが適当でないと認めるときは、遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。

5 前項ただし書に規定する指図の請求及びその指図に従って行った処分に要した費用は、荷送人の負担とします。

(注1) 第4項の当社が定める期間は、30日以内とします。

(注2) 第4項の当社が定める方法は、あらかじめ荷受人の住所又は居所の荷物の配達を受け持つ営業所に当社所定の書面を提出していただくこととします。

(荷物の転送)

第12条 当社は、荷受人がその住所又は居所を変更した場合において、その後の住所又は居所を当社が定める方法により届け出ているときは、その届出の日から1年以内に限り、その届出のあった住所又は居所に荷物を転送します。ただし、その外装の見やすい所に「転送不要」の文字その他転送を要しない旨を明瞭に記載した荷物については、この限りではありません。

(注) 当社が定める方法は、変更前の住所又は居所の荷物の配達を受け持つ営業所に当社所定の書面を提出していただくこととします。

(引渡しができない場合の措置)

第13条 当社は、荷受人を確知することができないとき又は荷受人が荷物の受取りを怠り若しくは拒んだとき若しくはその他の理由によりこれを受け取ることができないときは、遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。

2 前項に規定する指図の請求及びその指図に従って行った処分に要した費用は、荷送人の負担とします。

(引渡しができない荷物の処分)

第14条 当社は、相当の期間内に前条(引渡しができない場合の措置)第1項に規定する指図がないときは、荷送人に対し予告した上で、その指図を求めた日から3か月経過した日まで荷物を保管した後、公正な第三者を立ち会わせてその売却その他の処分をすることができます。ただし、荷物が変質又は腐敗しやすいものである場合であって、相当の期間内に指図がないときは、荷送人に対し予告した上で、直ちに荷物の売却その他の処分をすることができます。

2 当社は、前項の規定により荷物を処分したときは、遅滞なくその旨を荷送人に対して通知します。

3 当社は、第1項の規定により荷物を処分したときは、その代金を指図の請求並びに荷物の保管及び処分に要した費用に充当し、不足があるときは荷送人にその支払を請求し、余剰があるときはこれを荷送人に返還します。

## 第4章 指図

(指図)

第15条 荷送人は、当社に対し、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。

2 前項に規定する荷送人の権利は、荷受人に荷物を引き渡した時に消滅します。

3 第1項に規定する指図に従って行う処分に要する費用は、荷送人の負担とします。

(指図に応じない場合)

第16条 当社は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、荷送人の指図に応じないことがあります。

2 当社は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

## 第5章 事故

(事故の際の措置)

第17条 当社は、荷物の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

- 2 当社は、荷物に著しいき損を発見したとき又は荷物の引渡し第9条（荷物の引渡しを行う日）に規定する日より著しく遅延すると判断したときは、遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。
- 3 当社は、前項の場合において、指図を待ついとまがないとき又は当社の定めた期間内に指図がないときは、荷送人の利益のために、その荷物の運送の中止、返送その他の適切な処分をします。
- 4 当社は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- 5 第2項の規定にかかわらず、当社は、運送上の支障が生ずると認める場合には、荷送人の指図に応じないことがあります。
- 6 当社は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- 7 第2項に規定する指図の請求及び指図に従って行った処分又は第3項の規定による処分に要した費用は、荷物のき損又は遅延が荷送人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥による場合は荷送人の負担とし、その他のときは当社の負担とします。

#### （危険品等の処分）

- 第18条 当社は、荷物が第6条（引受拒絶）の(6)のアに該当するものであることを運送の途上で知ったときは、荷物の取卸しその他運送上の損害を防止するための処分をします。
- 2 前項に規定する処分に要した費用は、荷送人の負担とします。
  - 3 当社は、第1項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

### 第6章 責任

#### （責任の始期）

- 第19条 荷物の滅失若しくはき損又は運賃料金表に規定する料金が適用される荷物若しくは実費として一定額を収受する取扱いをする荷物について当社がその取扱いをしなかった場合若しくはその取扱いをしないのと同様の結果を生じた場合（以下「料金等役務の不取扱い」といいます。）についての当社の責任は、荷物を荷送人から受け取った時（郵便差出箱に差し入れられる荷物にあつては、これに差し入れられた時とします。）に始まります。

#### （責任と挙証）

- 第20条 当社は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の受取り、引渡し、保管、運送その他の荷物の運送に関して当社が行うべき取扱いに関し注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物の滅失、き損又は料金等役務の不取扱いについて損害賠償の責任を負います。

#### （免責）

- 第21条 当社は、次の事由による荷物の滅失若しくはき損又は料金等役務の不取扱いによる損害については、損害賠償の責任を負いません。
- (1) 荷物の欠陥、自然の消耗
  - (2) 荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
  - (3) 同盟怠業若しくは同盟罷業、社会的騒擾その他の事变又は強盗
  - (4) 不可抗力による火災
  - (5) 予見できない異常な交通障害
  - (6) 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
  - (7) 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
  - (8) 荷送人が記載すべき外装表示の記載過誤その他荷送人又は荷受人の故意又は過失

#### （引受制限荷物等に関する特則）

- 第22条 第6条（引受拒絶）の(5)に該当する荷物については、当社は、その滅失若しくはき損又は料金等役務の不取扱いについて、損害賠償の責任を負いません。
- 2 第6条（引受拒絶）の(6)に該当する荷物については、当社がその旨を知らずに運送を引き受けた場合は、当社は、荷物の滅失若しくはき損又は料金等役務の不取扱いについて、損害賠償の責任を負いません。

3 壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等運送上の特段の注意を要する荷物については、荷送人がその旨を外装に記載せず、かつ、当社がその旨を知らなかった場合は、当社は、運送上の特段の注意を払わなかったことにより生じた荷物の滅失若しくはき損又は料金等役務の不取扱いについて、損害賠償の責任を負いません。

(責任の特別消滅事由)

第23条 荷物のき損についての当社の責任は、荷物を引き渡した日から14日以内に通知を発しない限り消滅します。

2 前項の規定は、当社がその損害を知って荷物を引き渡した場合には、適用しません。

(損害賠償)

第24条 当社は、この約款の規定に従って引き受けた荷物が滅失し、若しくはき損した場合又は料金等役務の不取扱いに限り、第20条(責任と挙証)に規定するとおり、その損害を賠償します。

2 前項に規定する荷物の滅失又はき損の場合における当社の損害賠償責任は、運賃を支払った者からの請求により、これを返金するものとします。

3 第1項に規定する料金等役務の不取扱いについての当社の損害賠償責任は、その料金等を支払った者からの請求により、その料金等相当額を返金するものとします。

4 当社は、第9条(荷物の引渡しを行う日)に規定する日を経過した荷物の遅延による損害については、損害賠償の責任を負わないものとします。

(時効)

第25条 当社の責任は、荷受人が荷物を受け取った日から1年を経過したときは、時効によって消滅します。

2 前項の期間は、荷物が滅失した場合においては、第9条(荷物の引渡しを行う日)に規定する日からこれを起算します。

3 前2項の規定は、当社がその損害を知っていた場合には、適用しません。

(連絡運輸又は利用運送の際の責任)

第26条 当社が他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送を行う場合においても、運送上の責任は、この約款により当社が負います。

(荷送人の賠償責任)

第27条 荷送人は、荷物の欠陥又は性質により当社に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、荷送人が過失なくしてその欠陥若しくは性質を知らなかったとき又は当社がこれを知っていたときは、この限りではありません。

## エクスパック運賃料金表

運賃

500円

運賃の適用方法

1 この運賃は、荷物の外装に定形包装物（納入口を封じたときの大きさが長さ34cm、幅24.8cm以下となるよう当社が規格及び様式を定めて作製したものをいいます。）を使用するエクスパックとして受託した荷物（当社が定めて表示した条件を満たすものに限り、）を運送する場合に適用します。

（注）当社が定めて表示した条件は、次のとおりとします。

- 1 重量が30kgを超えないものであること。
- 2 定形包装物にはり付けられた荷物の配達証がはがれていないものであること。
- 3 当社所定の方法により納入口を封じたものであること。
- 4 定形包装物の一部の切取りその他の加工をしたものでないこと。
- 5 速達、書留、引受時刻証明、配達証明、本人限定受取、あて名変換、代金引換及び保冷の取扱いをしないものであること。

2 運賃には、消費税（地方消費税を含みます。）を含みます。

3 運賃は、荷物1個ごとに計算します。

4 特別の負担を求められる運送その他の取扱いについては、実費として一定額を収受します。

5 運賃の適用に関し、本適用方法に定めのない事項については、法令に反しない範囲で当事者間の取決め又は慣習によるものとします。